

Ⅱ 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の新植・改植等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。

これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業の内容等

1 本事業で支援する取組

2の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図るために行う以下の取組とする。

(1) 茶の改植等

国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図ることができる優良品種への改植等（改植（移動改植を含む。））、新植、棚施設を利用した栽培法への転換、台切り、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析をいう。以下同じ。）。

(2) 災害対応設備の設置

防霜ファンその他地方農政局長等が特に必要と認める災害対応設備の設置

(3) (1) 及び (2) を実施するための推進事務

2 事業実施主体

事業実施主体は、以下(1)に掲げる者とし、(2)の全ての要件を満たすものとする。

(1) ア 農業者の組織する団体

イ 公社

ウ 協議会

エ 特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）（1の(2)に取り組む場合のみ）

(2) ア 茶についての知見を有し、かつ、茶産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

なお、(1)のア及びウにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関

し、責任を持つことができる者であること。

エ 本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。

オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。

カ 構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

3 事業の実施要件

次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること

	成果目標	目標年度 (事業実施年度からの年数)
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること	3年後
イ	栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること	3年後
ウ	生産量又は販売額を12%以上増加すること	3年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること	4年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること	3年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること	2年後

(2) 受益面積が20 a 以上であること。

(3) 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと（1（2）に定める取組に限る。）。

(4) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）に65歳未満の者が含まれること。

(5) 受益農業従事者が5名以上であること。

(6) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のア又はイに該当すること。

ア 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定める人・農地プランをいう。以下同じ。）又は経営再開マスタープラン（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

イ 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

- (7) 1の(1)に取り組む場合にあっては、4に定める要件を満たしていること。
(8) 1の(2)に取り組む場合にあっては、5に定める要件を満たしていること。

4 茶の改植等

1の(1)の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 定義

Ⅱにおける用語については、以下のアからケまでのとおりとする。

ア 改植（移動改植を含む。）

茶園において、茶樹の樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ 棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ 台切り

茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

カ 直接被覆栽培への転換

てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換することをいう。

キ 有機栽培への転換

有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することをいう。

ク 輸出向け栽培体系への転換

輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することをいう。

ケ 未収益支援

改植等（新植（災害復旧事業や土地改良事業により造成した茶園に植栽する場合を除く。））、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を除く。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を支援することをいう。

(2) 事業内容

ア 事業概要

1の(1)の事業は、事業実施主体が、イ及びウに定める要件を満たす茶の生産者に対し、補助金を交付する事業とする。

イ 支援の対象となる生産者

アにより事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下

「支援対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ(荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。)に参画している者でなければならない。

(ア) 茶生産者グループに参画している支援対象者の事業実施年度における1の(1)の実施面積の合計が、20a以上であること。

(イ) 茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。

(ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、以下のa又はbに該当すること。

a 人・農地プラン又は経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

b 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。

(エ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。

(オ) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が改植等を実施する年度の前年度(前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度)において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。

(カ) 第3の2の(1)の(イ)に掲げる改植に伴う未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

a 40a以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと

b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

(a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置

(b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

(d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

(e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

ウ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(ア) 改植等(新植を除く。)を行う場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること

(イ) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等(新植を除く。)実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること

- (ウ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する茶産地展開計画に定めた地域内にあること
- (エ) 当該茶園について、農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと
- (オ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと
- (カ) 過去（同一の作物年に実施する場合を除く）に本事業を含む国庫補助事業による茶の改植等の支援の対象となった茶園でないこと。ただし、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入に対する支援、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入に対する支援、有機栽培への転換に対する支援及び輸出向け栽培体系への転換に対する支援を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。
- (キ) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植等のうち同一の取組に対する支援が行われる茶園でないこと
- (ク) 有機栽培への転換を実施する茶園にあつては、目標年度までに有機JAS等の有機栽培に係る第三者認証を取得すること
- (ケ) 輸出向け栽培体系への転換を実施する茶園にあつては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売すること

エ その他要件

輸出向け栽培体系への転換を実施する場合は、事業実施主体がG F Pコミュニティサイトへの登録を行っていること。

(3) 事業実施区域

原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあつては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(4) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (ア) 事業実施主体は、茶生産者グループが改植等を行うこととしている茶園が（2）ウに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認する。
- (イ) 事業実施主体は、茶生産者グループが改植等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。
 - a 改植等の取組が確実に実施されたこと
 - b 実際の支援対象面積
 - c 改植を行った場合にあつては、新たに植栽した茶樹の品種名
 - d 移動改植を行った場合にあつては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと
 - e 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあ

っては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること

f 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること

g 有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機JAS等認証と同等以上の栽培管理が行われていること

h 輸出向け栽培体系への転換を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置が実施されていること

(ウ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者、茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(エ) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア) 及び (イ) に係る確認業務を次の a から d までに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

a 法人格を有していること

b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること

c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること

d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと

(カ) 実施確認結果の通知

a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。

b a の通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

イ 事業実施状況の報告

本要綱第35の報告について、事業実施主体は、3の(1)に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

(ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が

継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合
(イ) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合

5 災害対応設備の設置

1の(2)の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付決定後、災害対応設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、災害対応設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第2-1号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 導入対象防災設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること
- (3) 導入対象防災設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと
- (4) 導入する災害対応設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第3 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、事業実施前に、事業実施計画を作成の上、別紙様式第2-2号により地方農政局長等へ提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県又は市町村と調整を図るものとする。
- (3) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業内容の取組の新設

イ 成果目標の変更

ウ 第2の1の(1)及び(2)の取組における支援対象者の変更

エ 特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

- (4) 地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、地方農政局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

ア 事業の実施要件を全て満たしていること

イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること

ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること

2 補助対象経費

本事業における補助対象経費はⅡ別表のとおりとし、補助率は以下のとおりとする。

また、申請補助金額については、千円単位で計上する。

- (1) 第2の1の(1)及び(2)の実施に必要な経費につき2分の1以内とする。
ただし、改植等に伴う第2の4の(1)のケの未収益支援を受ける場合は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助金の総額とする。

支援内容	10a 当たり単価
(ア) 改植に伴う未収益支援①	141,000円
(イ) 改植に伴う未収益支援② (第2の4の(2)のイの(カ)を満たす場合に限る)	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円

- (2) 第2の1の(3)の実施に必要な経費につき定額とする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2-3号により、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第4 補助金の返納

- 1 事業実施主体は、本事業に係る補助金の交付を受けた支援対象者等が、本要綱に

定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該支援対象者等に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

- 2 地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。

- (1) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- (2) 事業実施主体が第5の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- (3) 導入した防災設備が消滅又は消失したとき
- (4) 導入した防災設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき
- (5) 茶の改植等の取組が継続されていないこと、茶の改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

第5 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱第35に基づき、別紙様式第2－4号により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の評価及び改善指導

- (1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、別紙様式第2－5号により事業評価報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

第6 設備等の管理運営に関する基準等

1 管理運営

受益農業従事者は、事業により整備した設備やほ場（以下「設備等」という。）について、法定耐用年数の満了時まで、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

2 指導監督

事業実施主体は、事業の適正な推進が図られるよう、受益農業従事者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、受益農業従事者を十分に指導監督するものとする。

3 事業名等の表示

受益農業従事者は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

Ⅱ別表（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備品費		- 事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	- 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書(原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。 - 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	- 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 - 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	- 切手は物品受払簿で管理すること。 - 電話等の通信費については、基本料は除く。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	

	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。)	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	改植費	・改植等（移動改植を含む。）、新植、栽培方法の転換の実施に必要な経費	
	防災設備設置費	・防霜に係る設備の設置費	
	未収益期間栽培管理費	・改植等（移動改植を含む。）、棚施設を利用した栽培法への転換及び台切りの実施後、未収益となる期間に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代等の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な支援対象者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の	

		実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	- 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	- 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 - 補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 - 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 - 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・ 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告